

令和3年9月3日

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

保護者の皆様、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、これまでに、ご家庭において、様々なご協力をいただいていることに心から感謝申し上げます。

令和3年8月20日付で福岡県に緊急事態宣言が発令され、8月に入り、市内における感染者数が爆発的に増え、デルタ株の蔓延に対するリスクを回避するとともに、児童・生徒やそのご家族の安全・安心を最優先とし、8月25日から27日までの臨時休校の判断に至りました。

今後も予断が許されない状況ではございますが、本市教育委員会といたしましては、より一層の感染症対策に取り組み、子供たちの学びの継続との両立を目指して参ります。

現在、8月30日から半日授業を開始しておりますが、市内の感染状況等を鑑み、9月6日から短縮授業を行うことと致します。(現時点では、9月10日(金)までを予定していますが、感染状況により延長することもあります。)

今後も、感染症拡大の状況を注視しながら教育活動を進めて参りますので、ご家庭でのご協力についても、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

◆緊急事態宣言下における学校対応について

本市の感染状況等を鑑み、学校の対応については、下記の通り行います。

※注：感染状況等によって、変更する可能性があります。

<授業等について>

・9/10(金)まで短縮授業とします。

・授業時間(対面型の制限)や休み時間を削減し、1日当たりの学校滞在時間を合計30分程度短縮するとともに、各学校で工夫した学習保障を実施します。

(※コロナ不安等により学校へ登校することができない児童生徒の学習を確保するため、各家庭に学習課題を配布し評価を行うのはもちろんのこと、発達段階に応じたオンライン授業やロイロノートによる学習支援の準備を進めております。)

詳細については、各学校から連絡致します。

<部活動について>

・9/12(日)までは、中止します。

<学校行事等について>

・運動会、クラスマッチ、文化祭、学習発表会、修学旅行、授業参観：緊急事態宣言中は実施しません。(※可能な限り、延期や代替案を検討します)

<学校施設開放>

・9/12(日)までは、中止とします。

◆新型コロナウイルスに感染した児童生徒等への対応について

- ・学校保健安全法第19条の規定に基づき、出席停止となります。
保健所等の関係機関と連携し、感染拡大等の状況により、学校ごとの感染状況に応じて学級閉鎖・学年閉鎖・学校休校の措置を取ります。

◆休校・学級閉鎖等の判断について

- ・学校で感染者が確認された場合、保健所の指導の下、教育委員会の判断で、下記のとおりとします。
休校：クラスターと判断された場合は、休校となります。

保健所の指示のある期間は、「出席停止」の扱いとなります

学年閉鎖：感染の広がりの状況により、感染した児童生徒が登校した最後の日の翌日から3～7日間程度、学年閉鎖となります。

学級閉鎖：感染した児童生徒のクラスは、濃厚接触者および検査を受けた児童生徒の陰性が確認される日までは学級閉鎖となります。

※注：濃厚接触者が特定され、消毒作業が完了し、安全が確認された後、学校を再開します。

※注：上記日数はあくまでも目安です。感染状況によって変わることがあります。

◆学校での欠席の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症に関して、学校での「欠席の取り扱い」は次の通りとしています。

※注：この取り扱いは令和3年8月時点の内容です。今後、感染状況の推移や文部科学省の通知等を踏まえて内容を見直すことがあります。

<感染が判明した時等>

- ・児童生徒の感染が判明した場合：「出席停止」（保健所が指定する期間）

<登校に際して不安や心配がある時>

- ・症状のない場合で、「感染したくない」との理由で欠席する場合
「校長が出席しなくてもよいと認めた日」（出席停止）

<児童生徒が新型コロナウイルス感染症に係るワクチンを接種するために欠席する時>

- ・「校長が出席しなくてもよいと認めた日」（出席停止）

<児童生徒が新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種後に「発熱等」が出た時>

- ・接種後、児童生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合：「出席停止」
（発熱等の症状がなくなれば、登校可）

<その他>

- (1) 児童生徒が濃厚接触者となった場合：「出席停止」
（感染者と最後に接触した日から起算して14日間）
- (2) 児童生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合：「出席停止」
- (3) 同居している家族が濃厚接触者となった場合
「校長が出席しなくてもよいと認めた日」（出席停止）
（同居家族の検査結果が陰性であれば登校可）
- (4) 同居している家族に発熱などの風邪症状がある場合：出席停止
（風邪症状がなくなれば、登校可）

(5) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等が感染予防するため欠席する場合(個別に判断)

「校長が出席しなくてもよいと認めた日」(欠席扱いになりません)

上記に際して、不安や心配があるご家庭におかれましては、各学校にご相談ください。

◆学校での感染予防の取り組み

学校における感染対策については各学校に「新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項」を周知し、対策の徹底を図っています。

- ・感染症対策の基本となる「手洗い」や「咳エチケット」とともに、健康観察の徹底、児童生徒のマスク着用、ドアノブ等の消毒、教室等のこまめな換気を行っています。
- ・感染予防及び感染防止のため、児童生徒の皆さんや教職員に発熱等の風邪症状が見られる時は、学校を休み、自宅で休養するようお願いしています。
- ・特に緊急事態宣言期間中、児童生徒が学校生活を安全に過ごすため、マスクを外す場面を極力なくするため、以下を主に徹底します。
 - 登下校時に、昇降口付近が密になる状況を防ぐため、学年ごとの時間をずらす等の工夫
 - 多くの児童・生徒が接触し、マスク着用の徹底が困難な時間帯である中休み・昼休みの過ごし方の工夫
 - 体育の授業で、マスクの未着用場面を少なくするための授業内容の工夫
 - 教師からの飛沫を防止するための工夫(飛沫防止シールド・フェイスシールド着用等)
 - 給食を食べる時間帯は、マスクを外して黙食

◆児童生徒の心のケアに関すること

- ・子どもたちの悩みや不安の解消を図ることを目的に各学校の養護教諭やスクールカウンセラー等による組織的な体制をつくっています。
- ・相談窓口「24時間子供SOSダイヤル」等、タブレットに格納していますのでご確認ください。

◆児童生徒のみなさん、保護者のみなさまへのお願い

- ・学校へ登校する時には、自宅での健康状態を学校で把握するため、学校から配付される「健康観察シート(学校指定のもの)」を持参してください。
- ・お子様や同居家族の方が、「PCR検査を受ける場合」や「風邪の症状がある場合」は、学校に連絡をしてください。原則、登校できません。
- ・こまめな手洗いをを行い、咳やくしゃみが出る場合には咳エチケットを心掛けてください。また免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけてください。
- ・風邪症状がある場合には、外出を控えてください。
- ・集団感染の共通点は、特に「換気が悪い密閉空間」、「人が密集している」、「近距離での会話が行われる」です。日頃から集団感染が発生しやすい場所や場面をさけてください。
- ・新型コロナウイルス感染症について、ふざけて冗談や悪口を言ったり、人を傷つける行動は決して許されることではありません。皆さんで力を合わせて誰もが安心して過ごせる笑顔ある学校にしましょう。

◆問い合わせ先

- ・行橋市教育委員会 指導室
- ・電話:0930-25-1111(内線1350)